

三田市立認定こども園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 9月 18日

三田市長

田村克也

三田市条例第27号

三田市立認定こども園条例の一部を改正する条例

三田市立認定こども園条例（令和5年三田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
(延長保育料及び預かり保育料) 第9条 延長保育を利用した園児の保護者は、別表の事業区分及び利用区分に応じてそれぞれに定める額を延長保育料として納付しなければならない。 2 省略 3 前項の規定にかかわらず、三田市子育てのための施設等利用給付に係る保育の必要性の認定に関する規則(令和元年三田市規則第8号)第2条に規定する保育の必要性の認定基準に該当する者に係る預かり保育料の額は、前項の規定により算出した1月の預かり保育料の額から、 <u>450円</u> に当該月中に預かり保育を利用した日数を乗じて得た額(当該額が <u>11,300円</u> を超える場合には、 <u>11,300円</u> とする。)を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。)とする。	(延長保育料及び預かり保育料) 第9条 延長保育を利用した園児の保護者は、別表の事業区分及び利用区分に応じてそれぞれに定める額を延長保育料として納付しなければならない。 2 省略 3 前項の規定にかかわらず、三田市子育てのための施設等利用給付に係る保育の必要性の認定に関する規則(令和元年三田市規則第8号)第2条に規定する保育の必要性の認定基準に該当する者に係る預かり保育料の額は、前項の規定により算出した1月の預かり保育料の額から、 <u>490円</u> に当該月中に預かり保育を利用した日数を乗じて得た額(当該額が <u>12,300円</u> を超える場合には、 <u>12,300円</u> とする。)を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。)とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の三田市立認定こども園条例の規定は、令和8年10月以後の月分の預かり保育料について適用し、同年9月以前の月分の預かり保育料については、なお従前の例による。